

福岡市フツ化物洗口事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は福岡市フツ化物洗口事業補助金要綱(以下「要綱」という。)の施行に当たって必要な事項を定める。

2 補助金の額

要綱第7条に規定する補助金の額は下表のとおりとする。

上限額
765 円×実施人数×期間率 ※実施人数とは、補助対象者が運営する施設に在籍する4歳児クラス及び5歳児クラスの園児のうちフツ化物洗口を実施する児の人数をいう。 ※期間率とは、「フツ化物洗口を実施する月数(実施開始日の属する月から実施最終日の属する月までの月数)／12」をいう。 ※上限額のうち10 円未満は切り捨てる。

3 申請書の提出期限

要綱第8条に規定する福岡市フツ化物洗口事業補助金交付申請書の提出期限は、事業実施年度の7月31日とする。また、当該期限までに申請を行った施設の事業適用日は、事業実施年度の4月1日とする。

4 補助事業の変更

要綱第10条第1号に規定する福岡市フツ化物洗口事業補助金変更交付申請書の提出について、その変更内容が単なる実施月数又は実施予定児童数の変更であり、かつ、変更後の補助金の額が既に交付決定のあった補助金額に満たない場合は、これを免除する。

5 補助金額の確定

要綱第13条に規定する補助金交付額の決定について、納品書または領収書の日付を実施開始日、実績報告書の日付を実施終了日とし、要綱第7条に規定する補助金額と実支出額のいずれか少ない方の額とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。